千葉県運営適正化委員会事務局嘱託職員募集について

≪募集人員≫

1名

≪雇用形態≫

嘱託職員(週5日勤務)

≪勤務時間≫

月曜日から金曜日

午前8時30分~午後5時15分(休憩1時間を含む。実働7.75時間)

≪勤務地≫

千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター5階

千葉県運営適正化委員会事務局

《賃金等》

本俸 149,000円~183,300円

通勤手当は、正規職員に準じて支給(ほぼ全額支給)

賞与・退職金は支給しない

≪社会保険≫

社会保険(健康・厚生年金・雇用・労災)加入

≪休暇≫

有給休暇あり(労働基準法に基づく)

≪雇用期間≫

採用日から平成29年3月31日まで

(勤務状況等により契約を年度ごとに更新する場合がある)

≪必要資格等≫

- ○過去に高齢者、障害者等の相談援助業務に従事した経験を有する方(※応相談)。
- 〇パソコン(ワード・エクセル等)の基本操作ができる方。
- ○社会福祉士または精神保健福祉士資格を有する方を望みます。

≪年齢≫

不問

≪職務内容≫

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が社会福祉法 83 条により設置する、千葉県 運営適正化委員会事務局における相談業務等

※千葉県運営適正化委員会は、社会福祉法83条に基づき、福祉サービス利用者からの苦情の申し出を受け、利用者の保護とサービスの質の向上を目的とした「調査」「あっせん」「調整」等の活動を行っています。

≪募集期間≫

随時

≪選考方法≫

事前に電話連絡のうえ、履歴書、職務経歴書、資格証(写し)を下欄の担当あて提出してください。書類選考のうえ、面接日程等をお知らせします。

≪書類提出・問い合わせ先≫

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 総務部 [担当:鈴木(鉄)]

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター内

TFI:043-245-1101